



No.603  
3 分間  
**税ミナール**  
令和5年12月6日

ヤマダ総合公認会計士事務所  
代表 山田良平

〒124-0012  
東京都葛飾区立石 1-12-11 ヤマダビル  
TEL:03-3694-6091  
FAX:03-3691-6680

## 来年1月から変わる電子取引データの保存方法を確認！

来年令和6年1月から電子取引データの保存方法が変わるので確認しましょう。例えば、電子取引データをプリントアウトし、書面を整理してファイリングしていたケースでは、その電子データを保存する必要があります。申告所得税や法人税に関して帳簿・書類を保存する義務のある事業者が、注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書などに相当する電子データをやりとりした場合には、その電子データ(電子取引データ)を保存しなければなりません。

保存が必要なのはどのようなデータかという点、紙でやりとりをしていた場合に保存が必要な書類(注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書など)に相当するデータで、これらのデータすべてを保存する必要があります。ただし、あくまでデータでやりとりをしたものが対象で、紙でやりとりをしたものをデータ化する必要はありません。なお、電子取引データは、受け取った場合だけでなく、送った場合にも保存する必要があるため注意が必要です。

保存方法の要件として、データについての【可視性の確保】と【真実性の確保】があります。

【可視性の確保】とは保存されたデータを検索・表示できることで、1)電子データの保存場所に電子計算機やプログラム、ディスプレイモニターやプリンタ等とその説明書を備え付ける  
2)画面や書類にすぐに明瞭な状態で出力できる検索要件の充足、が求められます。ただし、2課税年度前の売上高が5000万円以下の場合や、電子データをプリントアウトして日付及び取引先ごとに整理している場合は、電子取引データの「ダウンロードの求め」に応じることができるようであれば、2)の要件は不要となります。

また、【真実性の確保】は、保存されたデータが改ざんされないようにすることですが、「不当な訂正削除の防止に関する事務処理規程を定めて遵守する」といった、特にシステム費用等をかけずに導入する方法もあります。そのほか、「タイムスタンプを付与」、「訂正・削除の履歴が残るシステム等での授受・保存」といった方法もあります。改ざん防止のための事務処理規程のサンプルは、国税庁のホームページに掲載されていますので、参考にしましょう。

なお、【可視性の確保】の検索要件を満たすために、専用のシステムを導入していなくても、簡易な方法があります。それは、「表計算ソフト等で検索簿を作成する方法」:表計算ソフト等で索引簿を作成、表計算ソフト等の機能を使って検索する方法や、「規則的なファイル名を付す方法」:データのファイル名に規則性をもって「日付・金額・取引先」を入力し、特定のフォルダに集約しておくことで、フォルダの検索機能が活用できるようにする方法です。

「令和6年1月からの電子取引データの保存方法(国税庁)」(令和5年11月)は、こちらからご覧いただけます。

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/tokusetsu/pdf/0023011-012.pdf>

